

■ 納税環境整備

財産債務調書制度等の見直し

既存

範囲拡大

■ 改正の内容

- ① 財産債務調書の提出義務者の見直し（令和5年分〔令和6年6月30日提出期限分〕より）
 現行の提出義務者に加え、10億円以上の財産を有する（12月31日時点）居住者も提出義務者となります。
- ② 財産債務調書等の提出期限の見直し（令和5年分〔令和6年6月30日提出期限分〕より）
 提出期限について、その年の翌年の6月30日となります。
- ③ 提出期限後に提出された財産債務調書等の宥恕措置の見直し
 （令和6年1月1日以降提出分より）
 提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、提出期限内に提出されたものとみなす措置について、調査通知前にされたものである場合に限り適用することになります。
- ④ 財産債務調書等の記載事項の見直し（令和5年分〔令和6年6月30日提出期限分〕より）
 財産債務調書への記載が省略できる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準が300万円未満に引き上げられます。

【改正概要】

内容	改正前	改正案	対象	適用時期
① 提出義務者	「所得金額2千万円超」かつ「財産3億円以上所有または一定の有価証券等1億円以上所有」の者（12月31日時点）	改正前の対象者の他に「財産10億円以上所有」の者（12月31日時点） ※所得要件なし	財産債務調書	令和5年分より 【令和6年6月30日提出期限分】
② 提出期限	その年の翌年3月15日	その年の翌年6月30日	財産債務調書 国外財産調書	令和5年分より 【令和6年6月30日提出期限分】
③ 期限後提出の宥恕措置	更正又は決定を予知したものでないとき適用	調査通知前に提出された場合に限り適用	財産債務調書 国外財産調書	令和6年1月1日以後提出分より
④ 記載事項	取得価額100万円未満の家庭用動産については記載の省略が可能	取得価額300万円未満の家庭用動産については記載の省略が可能	財産債務調書 国外財産調書	令和5年分より 【令和6年6月30日提出期限分】